

財務諸表に対する注記

1.継続事業の前提に関する注記

該当なし

2.重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっている

②無形固定資産

定額法によっている

③長期前払費用

ワンイヤールールによっている。

(2) 引当金の計上基準

①徴収不能引当金

債権の徴収不能額に備えるため、一括評価債権については過去の徴収不能額の発生割合により、個別評価債権については個別に徴収可能を勘案して徴収不能見込み額を計上している。

②賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

3.重要な会計方針の変更

該当なし

4.法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度および静岡県社会福祉事業業共済会の退職共済制度によっている。

5.法人が作成する財務諸表と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人では、事業区分が1つであるため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

姫の沢荘拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

「特別養護老人ホーム」

「短期入所生活介護」

「姫の沢荘ディサービスセンター」

「姫の沢荘居宅介護支援事業所」